

平成30年度

入園のしおり



佐伯市立 蒲江こども園

平成30年3月9日 作成

はじめに

教育及び保育目標

「明るく けじめがわかり 思いやりのある子ども」

友達と仲良くあそぶ子ども
元気な声であいさつできる子ども
なんでも食べる子ども

こども園の概要

名称 佐伯市立蒲江こども園
所在地 佐伯市蒲江大字蒲江浦264番地
電話 0972-42-0173
クラス編成 未満児・3歳児・4歳児・5歳児
(年度によりクラス編成の変更があります。)
5歳児は、午前中に教育課程・保育計画に沿った活動を行います。
入園年齢 生後6ヶ月～就学前まで
閉園日 日曜日、祭日、年末年始(12月29日～1月3日)
この地区で、避難勧告以上が発令された場合も閉園になります。
開園時間 午前7時30分～午後6時30分
5歳児は、8時40分までに登園してください。
保育短時間設定時間
午前9時～午後5時 又は 午前8時30分～午後4時30分
但し、5歳児クラスは、「午前8時30分～午後4時30分」のみです。
給食について 完全給食です
1号(幼稚園)利用児は、給食費の納入が必要です。
おやつについて 3歳未満児は午前と午後、3歳以上児は午後のみ
健康管理 春と秋に内科・歯科の健診をおこなっています
一時預かりについて(1号利用者も利用出来ます。)
出産、就労、職業訓練、傷病、災害など週3日程度、月に14日以内
冠婚葬祭、行事、育児リフレッシュなど 週3日以内、月に 5日以内
半日(4時間未満) 900円 1日(4時間以上) 1,800円
但し、1号利用者で就労や産前産後の利用は出来ません。
預けたい場合は、1号(幼稚園利用)から2号(保育所利用)へ変更し
てください。

こども園は児童が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごすところです。園ではご家庭や地域社会と連携を図りながら、心身ともに健やかで豊かな人間性をもったこどもに育てていきたいと思えます。

今から集団生活が始まります。そこには当然のことながら、ひとつの「きまり」というものがあります。家庭のように「自分の子どもだけを・・・」という考えでなく「友達と一緒に協力して」という考えのもとに、園とご家庭とで手をつなぎ合って、お子様のよりよい成長を促していきましょう。

入園当初は、泣いたり、登園を嫌がったり、甘えが強くなったりといろいろな形であらわれることがあります。やがて園に慣れてくると嘘のように解消してきます。

入園当初のこのような経験は、社会性が育つための第一歩として、大切に考える場面であり、幼児教育の大切な仕事の一場面であります。

どうかこのことをご理解いただきしばらくはそっと見守ってあげてください。

メモ

入園にのぞんで

今日から大切なお子様をお預かりすることになりました。私たち職員一同、それぞれの立場で一生懸命子ども達と向き合い成長の手助けをしていくつもりです。

蒲江こども園は、開かれたこども園をめざしています。園に対する要望などありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

これから保護者の方へいくつかお願いがありますので、ご協力をお願いします。

◎ 服装について

服装はできるだけ身軽にして、清潔にしましょう。

体型にあったもので、動きやすく着脱しやすい服をさせましょう。

お散歩に行きますので、靴はサイズにあったものをはかせましょう。

◎ 登園・おむかえについて

朝は、特別な事情がないかぎり9時までに登園しましょう。

保護者以外の方が送迎される時は、事前にご連絡を下さい。

欠席・遅刻する場合は9時までに電話連絡をしましょう。

門を出入りする際、児童の飛び出し防止のため、開けっ放しにしないようにしましょう。

送迎時園庭で遊ぶのはご遠慮ください。

◎ 持ち物(準備するもの)について

タオル(2枚) 中央にひもをつけ名前を記入して下さい。

お昼寝用のお布団セット

着替えは上下とも3組程度(毎日)

ティシューペーパー・ナイロン袋

☆持ち物にはすべて名前を記入しましょう。

☆お布団は毎週持ち帰り、日光にあて、シーツは洗濯しましょう。

☆着替え袋は時々洗濯して、清潔にしてあげましょう。

☆おうちからおもちゃ類(カードなども)を持ってこないようにしましょう。

◎ 給食について

毎月、献立表をお配りします。

1ヶ月に一回程、お弁当日があります。子どもたちはとても楽しみにしています。

食物アレルギーのある場合、事前にご相談を承っております。

◎ 健康と清潔

朝ご飯を食べる習慣をつけましょう。

登園前に用便をする習慣をつけましょう。

早寝、早起きの習慣をつけましょう。

履き物はいつも清潔にしましょう。

頭髮、爪はいつも清潔にしましょう。

できるだけ薄着の習慣をつけましょう。

ひきつけ等のある子どもさんは担任に知らせましょう。

◎ 家庭との連絡について

園から印刷物(園だより)を子どもさんを通じてお届けします。また外の掲示板に貼り紙をしていることもあります。

登園の際、子どもさんの状態で気になることがありましたら、お知らせください。特に夜吐いたり熱が出たりしたときは、必ず保育士・保育教諭にお伝えください。

必ず緊急連絡(事故、病気、災害等)がとれるようお願いいたします。

◎ 病気について

乳幼児は、抵抗力が低く免疫機能が未熟なため感染に弱く、病気になりやすいのが特徴です。

病気と知らずに登園することは、病気を長引かせたり、他の病気を併発したりすることにもなります。早いうちに病気を発見し休養することが大切です。楽しい園生活を過ごすために、子どもさんの健康状態に注意しましょう。早寝・早起きの習慣をつけましょう。

◎ 怪我について

噛みつき、引っ掻きなど、子どもさんの怪我については、細心の注意を払い保育に臨んでいます。友だちとの関わりで、自分の思いを言葉で伝えられないために「噛みつき」「引っ掻き」「突き飛ばし」などを起こしてしまうことがあります。

怪我のない様、努めていますが、防ぐことが出来ない場合もあります。

どうぞ、ご理解ください。

◎ 保護者の方へのお願い

朝から発熱、下痢、嘔吐がみられるときは、子どもさんが機嫌よく過ごせるよう、お家での保育をお願いいたします。

園で発熱したときや熱がなくても普段と様子が違うときは連絡いたします。

伝染性疾患に罹ったときは、園に「病名と症状」をお知らせください。また、医師の許可を得てから登園してください。(治癒証明書または意見書の提出をお願いします。)
伝染病は、他の子どもさんに感染する恐れがありますので、十分にお気をつけてください。

定期検診(1才半検診、3才児検診)予防接種は、機会を逃さずに受けるようにしてください。

また、受けたことを園にお知らせください。

特異体質、または持病のある子どもさんはお知らせください。(アレルギー、ひきつけ、心臓病、喘息など)

嘱託医

内科:御手洗病院 TEL42-0003

歯科:タケオ歯科 TEL42-1770

◎ お薬について

園での投薬は、原則として受け付けておりません。

やむを得ない場合はご相談ください。園の担当者が保護者に代わって与薬致します。

この場合は万全を期するため与薬依頼書に名前と必要事項を記載していただき薬に添付し、直接保育士・保育教諭に手渡してください。

薬は、診察した医師が処方、調剤したもの、あるいは医師の処方によって薬局で調剤されたものに限り、保護者の判断で持参した薬(市販薬、以前医者にかかった時の薬)は、対応できません。

持参する薬について

薬を預かる場合、必要な3点

- | |
|-------------------|
| ①袋や容器に名前を書いた1回分の薬 |
| ②薬剤情報の書かれた説明書 |
| ③与薬依頼書 |

◎ 新入児について

慣れるまで登園時間を8時30分をお願いします。

お迎えは個人差がありますので、子どもさんの状態により担任より連絡します。

電話連絡がとれるようにお願いします。

◎ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

入園と同時に災害共済に加入します。この制度は園で事故が起こった場合などに補償されます。掛金240円を同意書と共に提出してください。

◎ 駐車場について

園の付近に2カ所あります。狭いので事故のないよう十分注意をお願いします。

駐車場までの道は下りが優先となります。こどもたちも通りますので徐行運転をお願いします。

門から駐車場までは子どもさんと手をつないで飛び出しのないようにしましょう。

駐車スペースが狭いので、保護者同士の長話は次の方の迷惑になります。速やかな降園をお願いします。

◎ その他

途中入園希望の子どもさんがいる場合、人数の関係でその都度クラス編成が変わる場合があります。

◎ 次のような場合は、こども福祉課に連絡が必要です。

就職または転職、離職したとき

母子手帳の交付を受けたとき(入園理由の変更)

住所・電話番号など連絡先に変更があったとき

家庭状況に変動があったとき(出生・結婚・離婚等)

生活保護の開始・廃止があったとき

入園理由の変更があったとき(家庭外労働から出産等)

その他申込書の記載事項に変更があったとき

連絡先 こども福祉課 こども福祉係
TEL 22-3972

蒲江こども園では、苦情・意見・相談等を受け付ける窓口を設置しています。

申立て方法は、面接・郵送・電話・FAX等何でも結構です。

担当者またはこども福祉課にご連絡ください。

園の郵便受けに直接投函されてもかまいません。

但し、以下の申立ては除外となります。

- ・ 当該苦情等に関する事実のあった日から1年以上経過しているもの
- ・ 国の制度に関するもの
- ・ 保育料に関するもの
- ・ 職員の人事に関するもの
- ・ 保護者が行う行事等に関するもの
- ・ 匿名のもの

園の責任者は園長です。担当者は園長()と主任保育士()です。

公立保育所・こども園の利用者からの苦情について、客観性と社会性を確保し、苦情申し出者に対する適切な支援を行うため、第三者委員を設置しています。(お気軽にご相談ください。)

第三者委員 氏名:藤原薫(ふじわら かおる) 電話:23-8898

個人情報の取り扱いについて

プライバシーの保護情報の取り扱いには細心の注意をはらい、個人情報の第三者への提供や開示などは行いません。

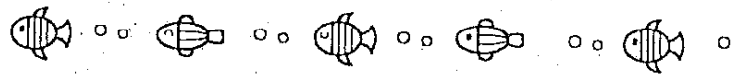
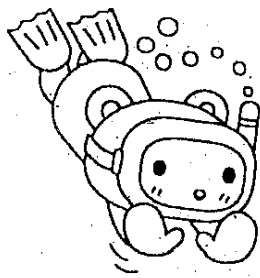
「住所・勤務先・緊急連絡先・電話番号」などに変更があった場合は、速やかにお知らせください。

児童虐待の防止等に関する法律 第6条(児童虐待に係る通告)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所へ通告しなければならない。

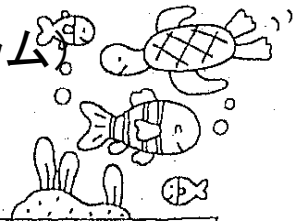
◆ この【入園のしおり】は、一年間大切に保管し、時々読み直し、活用してください。

(メモ)

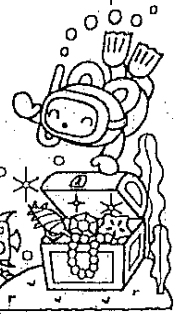
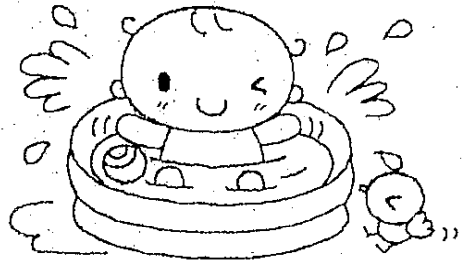


こども園の1日(デイリープログラム)

ひよこ・うさぎ・りす・くま組



時 間	乳 幼 児 の 活 動
7:30	<ul style="list-style-type: none">・順次登園(視診・連絡事項を聞く)・自由遊び・遊びの片付け
9:10	<ul style="list-style-type: none">・排泄・手洗い・おやつ(3歳未満児)
	<ul style="list-style-type: none">・朝のお集まり・遊び
10:50	<ul style="list-style-type: none">・片付け・排泄・手洗い
11:10	<ul style="list-style-type: none">・給食・自由遊び
12:30	<ul style="list-style-type: none">・お昼寝(本・紙芝居の読み聞かせ)
14:45	<ul style="list-style-type: none">・目覚め・排泄・手洗い
15:00	<ul style="list-style-type: none">・おやつ・降園準備
15:30	<ul style="list-style-type: none">・遊びながらお迎えを待ちます・順次降園
18:30	<ul style="list-style-type: none">・閉園(完全降園)



こども園の1日

5歳児(年長児)クラス(らいおん組)

時間	長時間(2号)利用児	短時間(1号)利用児
7:30~	開園	
	順次登園、あいさつ、持ち物整頓等	
8:30~	8時40分までに 5歳児は全員登園しましょう!	
8:40~	 教育課程・保育計画に添った活動	
11:00~	 片付け・給食準備 給食 自由あそび	 降園準備
13:00~	おひるね準備 おひるね	12:45~13:00降園
15:00~	おやつ	
15:30~	遊び~順次降園	
~18:30	閉園(完全降園)	

※ 年度当初の時間割です。年度途中で変わることがあります。

年 間 行 事 予 定

※ 予定ですので、変更する場合があります。

4月	☆	入園式・入園説明会
5月		人形劇観劇 春の遠足
6月		第1回 内科・歯科検診 ぎょう虫検査 芋植え 交通安全教室
7月		七夕会
8月		プール遊び
9月	☆	運動会
10月		第2回 内科・歯科検診 芋掘り(焼きイモ) うみたまご
11月		秋の遠足
12月	☆	もちつき会 クリスマスおたのしみ会
1月		お正月あそび・凧揚げ
2月		節分(豆まき) 消防訓練
3月	☆ ☆	ひなまつり会 新入児対象の入園説明会 お別れ遠足 おわかれ会 卒園式

☆ 保護者の参加行事です。

その他 誕生会・身体計測・避難訓練は毎月実施します。
 (身体計測…3歳以上児は、2か月に1度です。)
 月に1回程、お弁当日があります。
 天気のよい日には、お散歩に行くことがあります。
 市立移動図書館「こぐま号」が、月2回来ます。

お 願 い

市立こども園に入園されている方で、お子さまが感染症の疑いがある病気の際は、下記の理由で登園できません。

乳幼児期は病気に対する抵抗力が弱いため、感染しやすい状態です(子どもは生後6か月から就学までに100種類のウイルスに感染すると言われています)。乳幼児が集団生活をするこども園で感染症が発生した場合、多数の子どもが感染する恐れがあります。

A. 下記の感染症は、医師による治癒証明書または意見書が必要です。

インフルエンザ	百日ぜき	麻疹(はしか)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	風しん(三日はしか)	水痘(水ぼうそう)
咽頭結膜熱(プール熱)	結核	流行性角結膜炎(はやり目)
急性出血性結膜炎(アポロ病)	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	

B. 下記の感染症は、治癒証明は不要ですが、必ず受診し医師の登園許可確認後、登園申出書を提出してください。

溶連菌感染症	手足口病	ヘルパンギーナ
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ等)	伝染性紅斑(りんご病)	マイコプラズマ肺炎
RSウイルス感染症	帯状疱疹	突発性発疹

登 園 申 出 書

佐伯市 こども園 組 子どもの名前

病名 医療機関

上記疾患は 月 日まで加療し、この日までに登園可能な状態と
診断されました。 日から登園を申し込みます。

年 月 日

保護者氏名 印

(こども園備え付けの用紙を使用してください。)

意見書

佐伯市立 蒲江こども園長殿

入園児童氏名 _____

病名 _____

平成 年 月 日 から症状も回復し、集生活に復帰がな状態になった
ので登園可能と判断します。

（こども園備え付けの用紙を使用してください。）
平成 年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

治 癒 証 明 書

氏 名 _____

保育所名 _____ 左伯市立 蒲江こども園 _____

姓 名 _____

患児は _____ したため平成 _____ 日より

登園を _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関 _____

医師名 _____

⑩

投 薬 依 頼 書

保護者名(_____)の責任において投薬を依頼します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	クラス _____	組 _____	子どもの名前 _____
病名 _____			
抗生剤 _____	サキどめ _____	痢どめ _____	飲む時間 _____ 前 _____ 食後
炎症どめ _____	痛みどめ _____	吐き気どめ _____	その他 _____
ぬりぐすり _____	_____)		_____)
かかっている病院 _____	_____ 医 _____		
☎ 電話 _____			

_____ は、必ず _____ 下さい。

* くすりの袋や容器にも必ず記名して下さい。

* 市販のくすりは、受け付けません。

* 病院でもらった処方箋と一緒に提出して下さい。

※保育士に保育教諭記入

投 薬 者 (印またはサイン)	投 薬 時 間
	時 分

(こども園備え付けの用紙を使用し、こども園で記載してください。)

感染症と登所・登園のめやす

保育所・こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるようにするため、感染症にかかったときは保育所・こども園での集団生活に適応できる状態に回復してから登所・登園するよう、ご配慮ください。

感染症にかかったときは、速やかに医師の診断及び治療を受けられ、保育所・こども園にも連絡をしてください。病気が治癒し、他の入所・入園児童にうつすおそれが無くなりましたら、医師に治癒証明書または意見書を書いていただくか、保護者が記入した登所・登園申出書に医師にかかった証拠となるもの(薬袋、医療機関の受付番号表など。確認後お返しします。)を添えて保育所・こども園に提出してください。**意見書及び登所・登園申出書の用紙は保育所・こども園にあります。**

治癒証明書または登所・登園申出書が必要な病気及び登所・登園のめやすは次のとおりです。

◎医師が記入した治癒証明書(または意見書)が必要な感染症

	感染症名	潜伏期	主な症状	登所・登園のめやす
第二種伝染病	インフルエンザ	1～4日間	高熱、咽頭痛、頭痛、関節痛、倦怠感	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
	百日ぜき	7～10日間	軽度の咳から激しい連続性・発作性の咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
	麻疹 (はしか)	8～12日間	発熱、咳、鼻水、結膜炎、コプリック斑。一旦解熱後、再発熱とともに発疹出現	解熱後 3 日を経過してから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18日間	耳下腺部の疼痛・膨張・発熱	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん (三日はしか)	14～23日間	微熱、発疹、耳の後ろのリンパ節膨張	発疹が消えるまで
	水痘 (水ぼうそう)	10～21日間	赤い丘疹、その後周囲に発赤のある水疱、発熱	すべての発疹がかさぶたになるまで(通常、発疹出現後6日経過するまで)
	咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14日間	高熱、咽頭痛、結膜充血、結膜炎、倦怠感	主な症状が消え 2 日経過してから
	結核	2年以内 特に6ヶ月以内に多い	初感染から 1～6 か月後に発熱、成長遅延、体重減少、咳、悪寒	医師により感染の恐れがないと認めるまで

	感染症名	潜伏期	主な症状	登所・登園のめやす
第三種伝染病	流行性角結膜炎 (はやり目)	2～14日間	濾胞性結膜炎、結膜充血、まぶたの腫れ、流涙	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
	急性出血性結膜炎 (アポロ病)	1～3日間	出血性結膜炎、結膜充血、眼の痛み、まぶしく感じる、異物感	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌 感染症(O-157)	3～4日間	水様下痢、腹痛、血便、血尿、蛋白尿、発熱、意識障害、脳症	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登所・登園申出書が必要な感染症

	感染症名	潜伏期	主な症状	登所・登園のめやす
第三種伝染病	溶連菌感染症	2～5日間	発熱、いちご舌、咽頭痛、発疹	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	手足口病	3～6日間	手のひら、足の裏、指の間、口の中に丘疹、小水疱が散在	全身状態が良好となり、普通の食事が取れ、医師が登所・登園して差し支えないと認めるまで
	ヘルパンギーナ	3～6日間	口腔内のみに特徴的な発疹	
	ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	1～3日間	嘔吐、水様の下痢、発熱、気道症状	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑 (りんご病)	4～14日間	頬、腕、下肢にレース様の発疹	全身状態が良いこと
	マイコプラズマ肺炎	14～21日間	発熱、咳	発熱や激しい咳が治まっていること
	RSウイルス感染症	4～6日間	発熱、鼻水、咳	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	不定	発しん、水痘	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発疹	約10日	発熱、発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	

◎登所・登園停止ではないが、状態によっては登所・登園を遠慮するようお願いする場合もある感染症

感染症名	登所・登園の条件等
アタマジラミ	駆除を開始していること
水いぼ	掻きこわし傷から汁が出ているときは、被覆すること
とびひ	皮膚が乾燥しているか、被覆できる程度であること

「避難指示(緊急)」等の避難情報が発令された場合

台風や大雨などにより「避難指示(緊急)」や「避難勧告」が発令された場合、身の安全確保を第一として、休園します。保育中に「避難指示(緊急)」や「避難勧告」が発令された場合には、「お迎え」をお願いします。電話連絡をする予定ですが、自己判断で「お迎え」をしていただくと助かります。開園前に発令された場合、休園の電話連絡はしませんのでよろしくお願いいたします。

「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合、状況により休園します。休園の場合には、電話連絡をしますのよろしくお願いいたします。

「避難準備・高齢者等避難開始」が解除された場合や、解除前でも安全であると判断される場合には開園しますが、保育教諭や調理員の人員などの状況により、受け入れ開始時間を決定したいと思いますので、事前に電話などで開園状況の確認をしていただいた上での、登園をお願いします。

「避難指示(緊急)」

まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。
外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

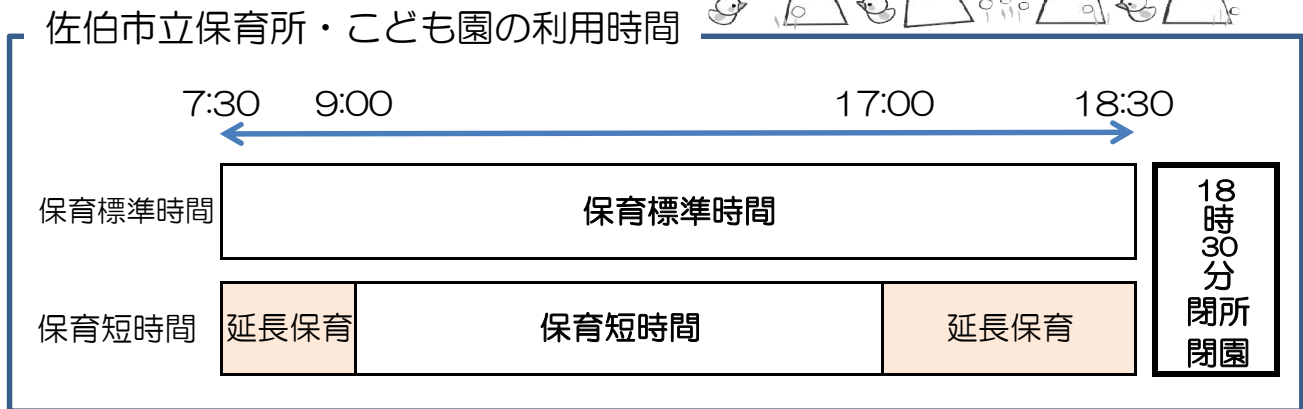
「避難勧告」

速やかに避難場所へ避難をしましょう。
外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

「避難準備・高齢者等避難開始」

避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。
その他の人は、避難の準備を整えましょう。

保育所・こども園の利用時間について



保育所・こども園を利用する際、保護者の就労状況等によって、保育必要量を認定します。保育必要量は、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があり、認定された保育必要量によって、保育所・こども園を利用できる時間が変わります。

🌸「保育標準時間」… 開所開園時間中の利用が可能です。
佐伯市立保育所・こども園は、7時30分から18時30分までの最長11時間の利用ができます。

🌸「保育短時間」… 開所開園時間のうち、保育所・こども園が定める8時間のみ利用できます。
佐伯市立保育所・こども園では、9時から17時まで、最長8時間の利用ができます。

「保育短時間」に該当するのは、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (2) 親族等の介護又は看護する時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (3) 求職活動のために保育所・こども園を利用する場合
- (4) 保護者の就学等の時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- (5) 育児休業中に引き続き保育所・こども園を利用する場合



保育必要量は、支給認定証（黄色の紙）に記載していますので、ご確認ください。

※就労時間等が変わると、保育必要量等が変更となる場合がありますので、必ず届け出をしてください。

延長保育について



保育短時間認定を受けた方は、保育所・こども園の開所開園時間中であっても、7時30分から9時までと17時以降の利用は延長保育の扱いとなり、延長保育の利用の申請が必要です。（別途利用料がかかります。）